

## 奥州市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月11日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 及 川 梅 男

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期間

予備監査 平成23年11月7日から11月10日まで

本監査 平成23年11月11日

#### (2) 監査の対象とした部課等名

##### ア 健康福祉部

福祉課、子ども・家庭課、長寿社会課、健康増進課、江刺総合支所福祉課、江刺総合支所健康増進課、前沢総合支所健康福祉課、胆沢総合支所健康福祉課及び衣川総合支所健康福祉課

##### イ 市民環境部

前沢総合支所市民環境課(国保係)、胆沢総合支所市民環境課(国保係)及び衣川総合支所市民環境課(国保係)

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成22年度分についても対象とした。

#### (4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
福祉課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
子ども・家庭課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
長寿社会課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
健康増進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所福祉課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。

江刺総合支所健康増進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所健康福祉課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所市民環境課 (国保係)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所市民環境課 (国保係)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所市民環境課 (国保係)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

健康福祉部子ども・家庭課

支出事務において、保育料納付指導員報酬月額1,000円を18人に対し5ヶ月間、総額90,000円を支払っていないものがあったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。